「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」の改定について

1. 経緯等

令和6年3月25日 総行行第131号

- 〇 平成31年3月、総務省は、主として都道府県・指定都市を想定し、内部統制を導入・実施する際に参考となる基本的な枠組みや 要点等を示す「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(以下「ガイドライン」)を技術的助言として通知
- ガイドラインは、法施行後2年経過後に見直すこととされており、令和4年3月、総務省は、地方公共団体に対して調査及びガイドライン改正意見の募集を実施し、令和5年7月から「内部統制制度の運用上の課題に関する研究会」を開催
- 同研究会において、運用の中で顕在化した課題や民間ガイドライン*の改訂等を踏まえ、ガイドラインの改定について検討
- 総務省は、同研究会における議論を踏まえ、令和6年3月にガイドラインを改定し、公表
 - ※ 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)により平成20年に上場会社に導入された内部結構と制度の運用のため、企業会計審議会が示した基準及び実施基準。自治体がイドラインの策定にあたり、その 基本的考え方を参考にしたが、令和5年4月に改訂が行われた。

2. 主な改定点

(1) 民間ガイドラインの改訂を踏まえた記載の充実

- ① 内部統制の4つの目的のうち「2財務報告等の信頼性の確保」を「2報告の信頼性の確保」に改定
- ② 不正リスクの評価と不正を未然に防ぐ取組の重要性を強調
- ③ 情報システムの開発等の外部委託に対する統制の重要性を強調
- ④ 地方公共団体のガバナンスと長の役割を追記【新規項目】
- ・ 議会、長、監査委員等がそれぞれの役割を適切に果たし、自治体のガバナンスを有効に機能させるため、長は内部統制の強化や適正な予算執行、議会に対する説明等の役割を適切に果たすことが重要

(2)自治体からの改正意見を踏まえた対応

- ① 内部統制制度の導入等を行う際に、「監査委員との意見交換等を通じ」、団体の 規模・特性に応じて、柔軟に対応することが望ましい旨を追記
- ② 内部統制とは別枠組みの統制が存在する場合(個人情報保護等)には、当該統制に依拠した内部統制により、有効性の評価を行うことを追記
- ③ 過年度の重大な不備を当年度に把握した場合の取扱いを追記【新規項目】
- ・ 過年度の内部統制評価報告書に記載すべき重大な不備に相当する事項を把握 した場合の適時の対応や当年度の内部統制評価報告書の取扱いを整理

3. 内部統制制度の運用上の課題に関する研究会

〔座長〕 山本 爲三郎 慶應義塾大学名誉教授

〔座長代理〕町田 祥弘 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授

[委員] 秋山 修一郎 公認会計士

井内 京子 大阪市総務局監察部内部統制推進担当課長

石川 恵子 日本大学経済学部教授 入江 容子 同志社大学政策学部·総合政策科学研究科教授

小西 敦 静岡県立大学経営情報学部教授

小林 弘朋 渋川市総務部総務課統括主幹(法制·内部統制係長)

宮原 清貴 弁護士

村井 昌久 長野県総務部コンプライアンス・行政経営課長

4. 内部統制資料集の作成

- ガイドラインの改正にあわせ、 地方公共団体における内部統制資料集」を作成・公表



https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/naibutoseiseidononyojo/index.html